

森林環境譲与税使途公表HPをリニューアルしました！

令和元年度より活用を進めている森林環境譲与税について、毎年10月頃に鏡野町HPにて前年度に活用した森林環境譲与税額の使途の公表を行っています。

以前までは金額等の整理表のみの公表にとどまっていたが、令和6年4月より「森林環境税」の徴収（1000円/人）が開始することを踏まえ、さらなる森林環境譲与税の活用をPRするため、令和元年度～令和4年度までの活動内容を写真付きで掲載を行っています。

【林業就業者支援事業の推進】

鏡野町内で森林の管理を適切に行える担い手の確保を推進するため、令和3年度より新規林業就業者及び雇用事業体への支援を行っています。

支援内容は、町外から移住いただいた方への引越支援や家賃支援、育成指導支援等を行っています。

令和4年度は新規就業者3名、雇用事業体2社への支援を行いました。



【鏡野町貯木場の利用開始】

令和3年度より整備を行っていた鏡野町貯木場は令和5年4月11日より利用を開始しています。

貯木場の受付時間については、一般の方と事業者の方で異なるので、ご利用の方は鏡野町HPにてご確認くださいようお願いします。対象樹種は合法伐採であることが確認できる「スギ、ヒノキのみ」です。



森林環境税及び森林環境譲与税の詳細については、折り込みの林野庁・総務省発行「森林を活かす仕組み」をご覧ください。



森林環境譲与税使途

お問い合わせ先

鏡野町^{もり}森林づくりセンター 電話(0868)52-2212 FAX(0868)52-2003

ナラ枯れにご注意ください

ナラ枯れとはナラ菌を持ったカシノナガキクイムシが樹の幹に大量に穴を開け、樹体内でナラ菌を蔓延させ、通水が阻害されたことによる枯死のことを言います。樹体の外側から枯死が確認できず、内側から枯死していくという状態になり、葉がついたまま茶色に枯れていきます。鏡野町では平成21年にナラ枯れ被害が確認され、薬剤による樹幹注入（木に薬剤を注射する方法）や伐倒くん蒸（木を切り倒し、薬剤で燻す方法）防除対策を行っていますが、各地区にまん延しており、到底全量駆除できる状況がありません。従いまして景勝地や観光地、主要道路周辺を中心に駆除していますが、山林頂上部や施業出来ない箇所を中心として県内全域でも多く見られるようになりました。

○ナラ枯れの被害を受ける樹種

ミズナラ、コナラ、カシワ、クヌギ、クリなど

○ナラ枯れの特徴

- ・梅雨明け後～晩夏に急に枯れ始めます
- ・葉が赤褐色や茶色に変色し、落葉しません
- ・幹に直径約1.5～2mmの穴がたくさん空いています
- ・木の根元にフラス（木くずと糞の混合物）が落ちています



被害木の根元には
大量のフラスが見られます。



カシノナガキクイムシ
(5mmほど)

○町民の皆様へのお願い

- (1)ナラ枯れについては、個人の財産は所有者責任での管理が基本となります。
- (2)町が実施するナラ枯れ処理は町有地が基本です。
- (3)道路周辺等にあり、倒木等により生命財産に危害が及ぶ恐れのある場合は、個人所有地でも対応いたしますが、伐採時期等ご希望に添えないことがあります。

お問い合わせ先

鏡野町^{もり}森林づくりセンター 担当:平田 電話(0868)52-2212 FAX(0868)52-2003
美作県民局森林企画課 電話(0868)23-1377